

千葉県新人看護職員研修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、看護師等（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条及び第6条に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）の確保を図るため、県内の病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。以下同じ。）において、新人看護職員（免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）、新人保健師（保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。）及び新人助産師（助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。）が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

2 前項に規定する事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく千葉県計画に定める事業に限るものとする。

(補助対象事業及び経費等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種目及び経費等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の申請をしようとする者は、知事が定める期日までに千葉県新人看護職員研修事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）又は事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上（民間団体が行う事業にあつては、30 万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度末から 5 年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第 2 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（承認の申請）

第 5 条 前条第 1 号又は第 2 号の規定により承認を受けようとするときは、その理由及び内容を記載した千葉県新人看護職員研修事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 6 条 規則第 12 条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了後 1 箇月以内（第 4 条第 2 号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の日から 1 箇月以内）又は補助金の交付の決定に係る年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに千葉県新人看護職員研修事業補助金実績報告書（別記第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第 7 条 規則第 15 条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県新人看護職員研修事業補助金交付請求書（別記第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第 8 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 2 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年７月１６日から施行し、令和２年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行し、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第２条第１項）

補助対象	経費		補助額
	基準額	対象経費	
病院等（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成２０年法律第９３号）第３条の２に規定する国立高度専門医療研究センターを除く。）が、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対して研修を実施する事業	<u>次により算出された額</u> <u>研修に係る経費</u> <u>（新人看護職員、新人保健師及び新人助産師（以下「新人看護職員等」という。）の数は、当該年度の４月３０日現在における在職者及び、他医療機関から受け入れた新人看護職員等の人数とする。なお、他医療機関から受入れた場合については、１人当たり年間４０時間の事業の実施を１人とする。また、１人当たり年間４０時間の事業の実施に満たない場合は複数人で年間４０時間の事業の実施となれば１人とする。但し、研修は複数月で実施するものに限る。）</u> <u>新人看護職員等が１人から４人までのとき、２００,０００円、新人看護職員等が５人以上のとき、５人を増すごとに２００,０００円</u>	新人看護職員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 <u>研修に係る経費</u> <u>研修責任者及び教育担当者経費（謝金、人件費及び手当）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費及び図書購入費）、備品購入費、役務費（通信運搬費及び雑役務費）、使用料及び賃借料並びに賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</u>	左記基準額欄に定める基準額と対象経費欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額を比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内

備考 補助金額に１,０００円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

別記第 1 号様式

年度千葉県新人看護職員研修事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度において新人看護職員研修事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 申請金額 円
- 2 添付書類
 - (1) 新人看護職員研修事業所要額調書 (別紙 1)
 - (2) 新人看護職員研修事業計画書 (別紙 2)
 - (3) 新人看護職員名簿 (別紙 3)
 - (4) 誓約書 (別紙 4) 又は申出書 (別紙 5)
 - (5) 歳入歳出予算書 (見込書) の抄本

別紙 1

新人看護職員研修事業所要額調書

病院等名

区分	総事業費 A	寄附金 その他の収入 B	差引額 (A－B) C	対象経費 の支出 額 D	基準額		選定額 F	補助 基本額 G	補助 所要額 H	備考
					新職人員 看護等 数	研修に 係る経費 E				
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	

注

- 1 本表は、別表により作成すること。
- 2 病院等ごとに別葉に作成すること。
- 3 区分欄には、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は指定訪問看護事業所の別を記載すること。
- 4 新人看護職員等数欄には、当該年度の4月30日現在で在職している新人看護職員等であつて研修に参加するものの人数に他医療機関から受け入れる新人看護職員等の人数（年間40時間の事業の実施で1人とする。）を加えた人数を記載すること。
- 5 F欄には、D欄の金額とE欄の金額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 6 G欄には、C欄の金額とF欄の金額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 7 H欄には、G欄の金額に2分の1を乗じた金額を記載すること（1,000円未満の端数は切り捨てる。）。

病院等名

対象経費の支出予定額算出内訳

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
(研修に係る経費) 賃 金 研 修 責 任 者 経 費 謝 人 件 金 手 費 教 育 担 当 者 経 費 謝 人 件 金 手 費 報 償 費 旅 用 費 需 品 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 図 書 購 入 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 雑 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費	円	
合 計		

注

1

病院等ごとに別葉に作成すること。

2

賃金欄には、外部の研修参加に伴う代替職員経費を記載すること。

別紙2

新人看護職員研修事業計画書

病院等名

区分	医療法上の許可病床総数	看護職員数	新人看護職員数	新人保健師数	うち再掲分	新人助産師数	うち再掲分	看護職員離職率	保健師離職率 (再掲)	助産師離職率 (再掲)	新人看護職員離職率	新人保健師離職率	新人助産師離職率	過去の新人看護職員研修の実施状況	前年度事業への申請の有無	研修における組織体制						到達目標	研修プログラム	他医療機関からの受入れ					備考		
	床	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%	%	%	年度		研修責任者数		教育担当者数		実地指導者数		設定の有無	プログラムの有無	新看護職員研修	新人保健師研修	新人助産師研修	人産研計	実施月数		実施日数	研修の公開・公募方法
																専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任										
																人	人	人	人	人	人			人	人	人	人	月	日		

注

- 1 病院等ごとに別葉に作成すること。
- 2 当該年度の4月30日現在で作成すること。ただし、「看護職員（保健師・助産師）離職率」及び「新人看護職員（保健師・助産師）離職率」については、当該年度の前年度の数値を用いて算出すること。
- 3 区分欄には、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は指定訪問看護事業所の別を記載すること。
- 4 「看護職員数」は、保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許の有資格者の数とし、これらの免許を2以上持つ者も1人として数えること。
- 5 「新人看護職員数」は新人看護職員のうち新人看護職員研修に参加する者の人数を、「新人保健師数」は新人保健師のうち新人保健師研修に参加する者の人数を、「新人助産師数」は新人助産師のうち新人助産師研修に参加する者の人数を、それぞれ記載すること。
- 6 「うち再掲分」は、新人看護職員数欄に計上した者のうち、新人保健師数欄又は新人助産師数欄に計上した者の人数をそれぞれ記載すること。
- 7 「看護職員（保健師・助産師）離職率」の算出は、次の式によること。
看護職員退職者（保健師・助産師）数／平均看護職員（保健師・助産師）数×100（小数点以下2位を四捨五入すること。）

※ 看護職員（保健師・助産師）退職者数は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に退職した看護職員（保健師・助産師）の数とする。

平均看護職員（保健師・助産師）数＝（年度当初の在籍看護職員（保健師・助産師）数＋年度末の在籍看護職員（保健師・助産師）数）／2

8 「新人看護職員（保健師・助産師）離職率」の算出は、次の式によること。

新人看護職員（保健師・助産師）退職者数／新人看護職員（保健師・助産師）採用者数×100（小数点以下2位を四捨五入すること。）

※ 新人看護職員（保健師・助産師）退職者数は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に退職した新人看護職員（保健師・助産師）の数とする。

新人看護職員（保健師・助産師）採用者数は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に採用した新人看護職員（保健師・助産師）の数とする。

9 過去の新人看護職員研修の実施状況欄には、当該年度前に新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修と同程度の研修を実施していた場合に、その研修の開始年度を記載すること。

10 研修の公開・公募方法欄には、次の中から最もよく当てはまるものを選択すること。なお、「その他」を選択した場合は、備考欄に方法を簡潔に記載すること。

※ 研修の公開・公募方法欄 「ホームページでの公募」、「機関誌等での公募」、「地方公共団体を通じての広報」、「関係団体等を通じての広報」、「地域の会議等での広報」、「その他」

11 「研修責任者数」、「教育担当者数」及び「実地指導者数」は、兼任の場合は、兼務している役割のそれぞれで兼任欄の人数に含めること。

12 「受入予定人数」は、自施設の新人看護職員研修、新人保健師研修及び新人助産師研修に他の病院等から受け入れる予定の新人看護職員等数とし、実人数とすること。

13 他医療機関からの受入れの実施月数欄には他医療機関から新人看護職員等を受け入れる研修の年間実施予定月数を、実施日数欄には他医療機関から新人看護職員等を受け入れる研修の年間実施予定日数をそれぞれ記載すること。

別紙 3

新人看護職員名簿

病院等名

No	就労する職種	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

1. 当該年度の4月30日現在で在職している新人看護職員等であつて研修に参加するものを記載すること。
2. 「就労する職種」には、「保健師、助産師、看護師、准看護師」のいずれかを記入する。
3. 行が足りない場合は、適宜挿入すること。

別紙 3 の 1

他医療機関から受け入れる新人看護職員名簿

No	就労する職種	受講者の所属先	病院等名	
			氏名	研修時間数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

1. 当該年度の4月30日現在で在職している新人看護職員等であつて研修に参加するものを記載すること。
2. 「就労する職種」には、「保健師、助産師、看護師、准看護師」のいずれかを記入する。
3. 行が足りない場合は、適宜挿入すること。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

⑩

補助金の交付を申請した事業を行う者（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県新人看護職員研修事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（ 私 ・ 当法人（団体） ）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

⑩

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。

・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

注意事項

- ・本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。

・本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

申 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

印

本市（町・村）は別添写しのとおり暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に取り組んでいる団体である旨、申し出ます。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

別記第2号様式

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあつた 年度千葉県新人看護職員研修事業補助金について、千葉県新人看護職員研修事業補助金交付要綱第4条第8号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の額の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額） 金 円
- 3 添付書類
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別記第3号様式

千葉県新人看護職員研修事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

補助事業者

氏 名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付決定のあった 年度
新人看護職員研修事業の実施について次のとおり事業内容を変更（中止・廃止）したい
ので、千葉県新人看護職員研修事業補助金交付要綱第4条第 号の規定により承認を申
請します。

- 1 変更前の事業の概要
- 2 変更後の事業の概要
- 3 変更（中止・廃止）する理由

別記第4号様式

千葉県新人看護職員研修事業補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあつた 年度新人看護職員研修事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 新人看護職員研修事業精算書（別紙1）
- 2 新人看護職員研修事業実績報告書（別紙2）
- 3 新人看護職員名簿（別紙3）
- 4 歳入歳出決算書（見込額）

別紙 1

新人看護職員研修事業精算書

病院等名 _____

区分	総事業費 A	寄附金 その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費の実 支出額 D	基準額		選定額 F	補助 基本額 G	補助 所要額 H	交付 決定額 I	受入済 額 J	差引過 不足額 (H－J) K	備考
					新人看護 職員等数	研修に係る 経費 E							
	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	

注

- 1 本表は、別表により作成すること。
- 2 病院等ごとに別葉に作成すること。
- 3 区分欄には、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は指定訪問看護事業所の別を記載すること。
- 4 新人看護職員等数欄には、当該年度の4月30日現在で在職している新人看護職員等であつて研修に参加したものの人数に他医療機関から受け入れた新人看護職員等の人数（年間40時間の事業の実施で1人とする。）を加えた人数を記載すること。
- 5 F欄には、D欄の金額とE欄の金額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 6 G欄には、C欄の金額とF欄の金額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 7 H欄には、G欄の金額に2分の1を乗じた金額を記載すること（1,000円未満の端数は切り捨てる。）。

病院等名

対象経費の実支出額算出内訳

区 分	実 支 出 額 円	積 算 内 訳
(研修に係る経費) 賃 研 修 責 任 者 経 金 費 謝 人 手 件 費 教 育 担 当 者 経 費 謝 人 手 件 金 費 報 償 当 費 旅 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 購 入 費 図 書 務 費 役 通 信 運 搬 費 雑 信 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費		
合 計		

注

- 1 病院等ごとに別葉に作成すること。
- 2 賃金欄には、外部の研修参加に伴う代替職員経費を記載すること。

別紙 2

新人看護職員研修事業実績報告書

病院等名

区分	医療法上の許可病床総数	看護職員数	新人看護職員数		うち再掲分		うち再掲分		離職率			新人離職率			過去の新人看護職員研修の実施時期	前年度事業への申請の有無	研修における組織体制						到達目標の設定の有無	研修プログラムの有無	他医療機関からの受入れ										備考
			看護職員数	保健師数	助産師数	再掲	再掲	看護職員	保健師(再掲)	助産師(再掲)	看護職員	保健師	助産師	研修責任者数			教育担当者数	実地指導者数	新人看護職員研修	新人保健師研修	新人助産師研修	計			病院	診療所	助産所	介護老人保健施設	指定訪問看護	その他	実施月数	実施日数	研修の公開・公募方法		
	床	人	人	人	人	人	人							年度		人	人	人	人	人	人			人	人	人	人	人	人	人	月	日			

注

- 1 病院等ごとに別葉に作成すること。
- 2 看護職員数欄、新人看護職員数欄、新人保健師数欄、新人助産師数欄及び研修における組織体制欄は、当該年度の4月30日現在で作成すること。
- 3 区分欄には、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は指定訪問看護事業所の別を記載すること。
- 4 「看護職員数」は、保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許の有資格者の数とし、これらの免許を2以上持つ者も1人として数えること。
- 5 「新人看護職員数」は新人看護職員のうち新人看護職員研修に参加した者の人数を、「新人保健師数」は新人保健師のうち新人保健師研修に参加した者の人数を、「新人助産師数」は新人助産師のうち新人助産師研修に参加した者の人数を、それぞれ記載すること。
- 6 「うち再掲分」は、新人看護職員数欄に計上した者のうち、新人保健師数欄又は新人助産師数欄に計上した者の人数をそれぞれ記載すること。
- 7 「看護職員（保健師・助産師）離職率」の算出は、次の式によること。

看護職員（保健師・助産師）退職者数／平均看護職員（保健師・助産師）数×100（小数点以下2位を四捨五入すること。）

※ 看護職員（保健師・助産師）退職者数は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に退職した看護職員（保健師・助産師）の数とする。

平均看護職員（保健師・助産師）数＝（年度当初の在籍看護職員（保健師・助産師）数＋年度末の在籍看護職員（保健師・助産師）数）／2

8 「新人看護職員（保健師・助産師）離職率」の算出は、次の式によること。

新人看護職員（保健師・助産師）退職者数／新人看護職員（保健師・助産師）採用者数×100（小数点以下2位を四捨五入すること。）

※ 新人看護職員（保健師・助産師）退職者数は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に退職した新人看護職員（保健師・助産師）の数とする。

新人看護職員（保健師・助産師）採用者数は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に採用した新人看護職員（保健師・助産師）の数とする。

9 過去の新人看護職員研修の実施時期欄には、当該年度前に新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修と同程度の研修を実施していた場合に、その研修の開始年度を記載すること。

10 研修の公開・公募方法欄には、次の中から最もよく当てはまるものを選択すること。なお、「その他」を選択した場合は、備考欄に方法を簡潔に記載すること。

※ 研修の公開・公募方法欄 「ホームページでの公募」、「機関誌等での公募」、「地方公共団体を通じての広報」、「関係団体等を通じての広報」、「地域の会議等での広報」、「その他」

11 「研修責任者数」、「教育担当者数」及び「実地指導者数」は、兼任の場合は、兼務している役割のそれぞれで兼任欄の人数に含めること。

12 「受入実績人数」は、自施設の新人看護職員研修、新人保健師研修及び新人助産師研修に他の病院等から実際に受け入れた新人看護職員等数とすること。

13 他医療機関からの受入れの受入職員の所属施設欄には、所属施設・受入職員種別ごとにその数を記載すること。

14 他医療機関からの受入れの実施月数欄には他医療機関から新人看護職員等を受け入れた研修の年間実施月数を、実施日数欄には他医療機関から新人看護職員等を受け入れた研修の年間実施日数をそれぞれ記載すること。

別紙 3

新人看護職員名簿

病院等名

No	就労する職種	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

1. 当該年度の4月30日現在で在職している新人看護職員等であつて研修に参加したものを記載すること。
2. 「就労する職種」には、「保健師、助産師、看護師、准看護師」のいずれかを記入する。
3. 行が足りない場合は、適宜挿入すること。

別紙 3 の 1

他医療機関から受け入れた新人看護職員名簿

病院等名

No	就労する職種	受講者の所属先	氏名	研修時間数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

1. 当該年度の4月30日現在で在職している新人看護職員等であつて研修に参加したものを記載すること。
2. 「就労する職種」には、「保健師、助産師、看護師、准看護師」のいずれかを記入する。
3. 行が足りない場合は、適宜挿入すること。

別記第5号様式

千葉県新人看護職員研修事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
補助事業者
氏 名 (㊞)

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあつた 年度千葉県
新人看護職員研修事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとお
り交付されるよう請求します。

金 円

振込金融機関本（支）店名	預金種別・口座番号・口座名義

※押印を省略し請求を行う場合は下記事項を記載してください。

押印省略により請求		
本件責任者氏名		
本件担当者氏名		
連絡先		
※県確認欄		
※在籍確認	責任者在籍 有・無	担当者在籍 有・無
※確認日時	年 月 日 時	
※確認方法	電話・Eメール	
※相手方確認者名		